

## 1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

## 2. 調査対象物質

平成26年度のモニタリング調査は、従前の POPs 条約対象物質のうち総 PCB、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT 類及びヘプタクロル類の7物質（群）並びに平成21年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された HCH 類、ポリプロモジフェニルエーテル類、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペンタクロロベンゼンの4物質（群）、平成23年4月に開催された同条約の第5回条約締約国会議（以下「COP5」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択されたエンドスルファン類、平成25年4～5月に開催された同条約の第6回条約締約国会議（以下「COP6」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン類、平成27年4月に開催された同条約の第7回条約締約国会議（以下「COP7」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択されたポリ塩化ナフタレン類並びに同条約の残留性有機汚染物質検討委員会において新規に POPs 条約対象物質とするかについて検討されているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）を加えた計15物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

平成21年度までは、従前の POPs 条約対象物質のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）について各物質とも毎年度の調査を行っていた。平成22年度以降の調査においては、調査頻度を見直し、一部の物質については数年おきの調査とすることとした。平成26年度の調査では POPs 条約対象物質のうち、クロルデン類、トキサフェン類、マイレックス、クロルデコン、ヘキサプロモビフェニル類、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン及びペンタクロロフェノールの7物質（群）の調査は行わなかった。なお、平成26年度に調査を行わなかった7物質（群）のうち、過年度に調査を行っていないペンタクロロフェノールを除く6物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

POPs 条約では、HCH 類のうち、 $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCH 及び  $\gamma$ -HCH（別名：リンデン）が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査では  $\delta$ -HCH も含めて HCH 類として調査を行った。

POPs 条約では、ポリプロモジフェニルエーテル類のうち、テトラプロモジフェニルエーテル類、ペンタプロモジフェニルエーテル類、ヘキサプロモジフェニルエーテル類及びヘプタプロモジフェニルエーテル類が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされているが、本調査ではそれらを含む臭素数が4から10のものについてポリプロモジフェニルエーテル類として調査を行っている。

POPs 条約では、ポリ塩化ナフタレン類のうち、塩素数が2から8までのものが COP7で POPs 条約対象物質とすることとされているが、本調査では塩素数が1のものを含めてポリ塩化ナフタレン類として調査を行っている。